

京都市訓令甲第 13 号

市 会 事 務 局

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

別表庶務担当課の課長の項第11号中「100,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)